

1 二次被害に関する規定等について

神奈川県犯罪被害者等支援条例	第2次神奈川県犯罪被害者等支援推進計画	犯罪被害者等基本法	第3次犯罪被害者等基本計画(H28.4.1閣議決定)	参 考 他県等の条例における二次被害の定義
<p><b>(基本理念)</b>  <b>第2条</b>                      2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び犯罪被害者等の<u>名誉又は生活の平穩に十分配慮</u>して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。</p> <p><b>(県民の責務)</b>  <b>第5条</b> 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の<u>名誉及び生活の平穩</u>を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう努めるものとする。</p> <p><b>(事業者の責務)</b>  <b>第6条</b> 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の<u>名誉及び生活の平穩</u>を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。</p> <p><b>(人材の育成等)</b>  <b>第16条</b>                      2 県は、犯罪被害者等が、<u>配慮に欠ける言動により更なる被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、(略)犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><b>(県民の理解の増進)</b>  <b>第18条</b> 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p><b>(事業者の理解の増進)</b>  <b>第19条</b> 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><b>基本目標</b>                      (2) <b>犯罪被害者等を支える地域社会の形成</b>                      犯罪被害者等が近隣や、職場、学校など日常生活、社会生活を送る中で、<u>周囲の無理解な心ない対応に苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくないという現状があり、こうした精神的被害、いわゆる二次被害が非常に深刻であると言われています。</u>                      そこで、<u>こうした二次被害をなくし、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会を形成することを目標として位置づけ</u>ます。  <b>3 県民・事業者の理解の促進</b>                      犯罪被害者等の多くが、<u>周囲の無理解や心ない言動に苦しめられています。こうした状況を改善するため、被害者等が日常的に接する様々な人々が、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、被害者等を支える地域社会の形成に向け、県民や事業者が、被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて理解を深めるための取組を進めます。</u></p>	<p><b>前文</b>                      「さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も<u>副次的な被害</u>に苦しめられることも少なくなかった。」</p> <p><b>(国民の責務)</b>  <b>第5条</b> 国民は、<u>犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩</u>を害することのないよう十分配慮する…責務を有する。</p> <p><b>(国民の理解の増進)</b>  <b>第20条</b> 国及び地方公共団体は、…犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の<u>名誉又は生活の平穩</u>への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>第2精神的・身体的被害の回復・防止への取組  <b>3 保護、捜査、公判当の過程における配慮等</b>(基本法第19条関係)                      (1) 職員等に対する研修の充実等                      ア 内閣府において、<u>二次的被害防止の観点から…相談員等が…適切な対応をすることができるよう、研修を実施する。</u>                      イ 警察において…職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、<u>二次的被害の防止</u>に努める。                      コ 日本司法支援センターにおける…担当する職員に対して、<u>二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。</u></p> <p>第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組  <b>1 国民の理解の増進</b>(基本法第20条関係)                      (16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施                      (18) 犯罪被害者等に関する情報の保護                      警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、<u>プライバシーの保護</u>、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。</p>	<p>○北海道犯罪被害者等支援条例                      二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、人々の心ない言動又は無理解、プライバシーの侵害等により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の犯罪被害者等が受ける被害をいう。</p> <p>○埼玉県犯罪被害者等支援条例                      二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。</p> <p>○福岡県犯罪被害者等支援条例                      二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p> <p>○大分県犯罪被害者等支援条例                      二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p>

2 安全確保・再被害防止に関する規定について

神奈川県犯罪被害者等支援条例	第2次 神奈川県犯罪被害者等支援推進計画	犯罪被害者等基本法	第3次犯罪被害者等基本計画 (H28.4.1閣議決定)	参考 他県等の条例における安全の確保の規定
<p>(一時的な住居の提供等) 第15条 県は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(地域における犯罪被害者等支援の推進) 第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携 (2) 支援関係機関の連携 ② 個別的な支援体制との連携 ③ 安全の確保に向けた関係機関との連携</p> <p>2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供 (3) 日常生活の支援 ④ DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施 ⑤ 再被害防止措置の推進 (4) 心身の受けた影響からの回復 ④ 少年等への相談、精神的ケアの充実 ⑤ 被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 ⑥ DV被害、ストーカー被害への対応</p> <p>(5) 一時的な住居の提供等 ① 緊急避難場所(ホテル等)の提供 ③ DV被害者等や被虐待児童の一時保護 ④ DV被害者の住居の確保への支援</p>	<p>(安全の確保) 第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>2 安全の確保(基本法第15条関係) (1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用 (2) 加害者に関する情報提供の適正な運用 (3) 警察における再被害防止の推進 (4) 警察における保護対策の推進 (5) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実 (6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 (7) 犯罪被害者等に関する情報の保護 (8) 一時保護所の環境改善等 (9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 (10) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施 (11) 再被害の防止に関する教育の実施等 (12) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇 (13) 再被害防止のための安全確保方策の検討</p>	<p>○北海道犯罪被害者等支援条例 (安全の確保) 第13条 道は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○埼玉県犯罪被害者等支援条例 (安全の確保) 第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○福岡県犯罪被害者等支援条例 (安全の確保) 第17条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続、少年法第3条の審判の手続等に証人等として関与する場合における特別の配慮、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○大分県犯罪被害者等支援条例 (安全の確保) 第17条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>